

## ○野迫川村建設工事等暴力団排除措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村が発注する建設工事等の契約から暴力団又は暴力団員を排除し、適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建設関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関する調査業務等をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 役員等 法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店または営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはそのもの、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (5) 村発注工事 野迫川村が発注する建設工事等(野迫川村が直接経費を負担する建設工事等を含む。)をいう。
- (6) 不当介入 契約の履行にあたり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。
- (7) 入札参加資格者 野迫川村契約規則(昭和54年9月野迫川村規則第4号)第3条及び第12条に規定する競争入札に参加する際に必要となる資格を有する者をいう。

### (入札等からの排除)

第3条 村長は、村発注工事の契約に係る競争入札に参加を希望する者が別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当すると認められるときは、規則に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

2 村長は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、野迫川村建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

(契約からの排除)

第4条 村長は、落札者又は随意契約の通知を受けた者が契約の締結までに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者又は随意契約の通知を受けた者と契約を締結しないものとする。

2 村長は、契約の相手方(契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第5条 村長は、契約の相手方が村発注工事の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく村長への報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

2 前項の規定に基づき適切な報告及び届出を行つた契約の相手方が不当介入を受けたことにより履行地縁等が発生するおそれがあると認められるときは、村長は工程の調整及び履行期限の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 村長は、本要綱の運用にあたつては、野迫川村の区域を管轄する警察署との密接な連携のもとを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 6 村発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、村長が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかつたとき。
- 8 村発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を村長に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。